

<空の安全・安心を！ 整理解雇四要件を守れ！>

2015. 3. 1

JAL闘争を支える京都の会News No. 37

京都市東山区今熊野南日吉町 17 FAX : 075-531-3856 E-mail : komai123@kfa.biglobe.ne.jp

日本航空は不当解雇を撤回し、165名を職場に戻せ！

私たちはあきらめない！！

最高裁は、2月4日と5日の両日、JAL不当解雇撤回の客乗訴訟と乗員訴訟の上告棄却・上告不受理の不当な決定をおこないました。客乗訴訟で4ヶ月、乗員訴訟では3ヶ月にも満たない異例の早さでの決定でした。裁判が終結しても不当解雇には変わりはありません。この闘いは人権と雇用を守らせる闘いであり、空の安全を守る闘いでもあります。原告団はJALに自主解決を求め、不当解雇撤回まであきらめず、団結して闘う決意です。「JAL闘争を支える京都の会」も原告団とともに全面的解決を目指して闘います。

2015春 争議支援京都総行動

2月18日、京都総評を中心に「2015春 争議支援京都総行動」がおこなわれ、JAL原告団が参加し、「JAL闘争を支える京都の会」からも参加しました。JAL原告団としては午後0時40分より四条烏丸宣伝と稲盛財団に代表による申入れ、午後3時10分より京セラ本社前宣伝行動と代表による申入れ、午後6時より四条烏丸終結宣伝をおこないました。



四条烏丸



京セラ本社前

JAL闘争を支える京都の会・交流会

「JAL闘争を支える京都の会」は2月17日、JAL客乗原告団の鈴木圭子さんをお招きして交流会をおこないました。鈴木さんに現在の状況報告をしていただき、今後の方針などについて話し合いました。今後も全面的解決を目指して闘うことを確認しました。



満身の怒りで抗議する！ 権力迎合の最高裁には、良心も正義もない

JAL 解雇事件から逃避した最高裁第 1、第 2 小法廷

解雇撤回を求めて最高裁に上告していた問題で、第二小法廷は 2 月 4 日付けで、客室乗務員の訴えを棄却し、引き続き第一小法廷も、2 月 5 日付けでパイロットの上告棄却の決定を下しました。

審理放棄の最高裁第 1、第 2 小法廷

上告理由書と上告受理申立書が最高裁に到着して、わずか 4 か月しかたっておらず、また 1 月 7 日には、補充書を提出したばかりでした。これはまともな審理を放棄した不当な判断であり、国民を愚弄した最高裁の姿勢と言わざるを得ません。

国民の権利侵害を黙認の最高裁第 1、第 2 小法廷

昨年 6 月東京高裁が裁判ルールを逸脱した判決を出したことや、更生手続き下における整理解雇訴訟が、実質的に本件が初めてのケースであることから、極めて慎重な審理がなされるべきでした。

汚点を残した最高裁第 1、第 2 小法廷

しかし、国民の権利を守るべき最高裁がその役目を放棄した責任は重く、最高裁が労働者を見捨て、企業の解雇自由を認めたことは、日本の裁判史上、必ずや汚点を残すことになるでしょう。

最高裁よ、この事実から逃げな！

- ◆ 東京地裁は 2014 年 8 月、「整理解雇を強行するために管財人が行った支配介入は、不当労働行為と認定しました。また大阪地裁は 2015 年 1 月、解雇された 165 人のうち A さんの裁判で解雇無効の判決を出しました。
- ◆ ILO（国際労働機関）は、2 度の勧告を行い、労使協議を始めるよう求め、裁判所には報告を行うようにと求めています。
- ◆ 世界の労働者の団体（ITF、IFALPA、OCCC、ECA）から解雇撤回をもとめる決議がされています。